

～ 中小企業向け～

# 個人情報保護法説明会を開催します！

平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。

これまでは「保有する個人情報の数が 5,000 以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により、今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会を開催します。

中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）13：30～15：00

場所：ホテルニューオウミ大宴会場（おうみ）

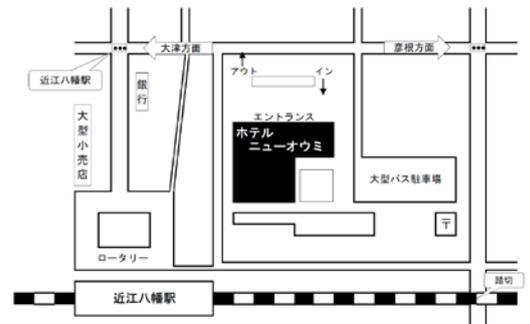
（近江八幡市鷹飼町 1481 番地）

定員：300 名

対象：中小企業、小規模事業者、  
個人事業主、その他ご興味ある方

参加費：無料

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください



## 参加申込書

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 商業支援係 行き

(FAX：077-528-4871)

出席者 ご氏名	会社名	
	職名	
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

・申込締切：平成 28 年 11 月 2 日（水）

・当日の出席に関する問合せ 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 電話 077-528-3731

・説明会の内容に関する問合せ 個人情報保護委員会事務局 電話 03-6457-9748

※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧ください。

URL：<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

主催：個人情報保護委員会

個人情報保護委員会とは…平成 28 年 1 月 1 日に特定個人情報保護委員会を改組して発足した個人情報の取扱いに関する業務を行う国の機関。

